

## —— 社会保障部だより ——

今回も個別指導の指摘事項です。本稿では傷病名を取り上げました。

傷病名は診療録の表紙にある傷病名欄に記載する病名ですが、診療報酬請求の際に診療報酬明細書にそのまま記載され、医療機関から審査機関に提出され請求の内容が妥当であるかの審査を受けます。その際、請求された療養の給付（請求内容）の妥当性を判断する情報が傷病名になります。診療録に傷病名を記載するときはそういった意識を持っていただく必要があります（医師のための保険診療入門：社会保険診療研究会編）。

## 1. 傷病名

- 傷病名欄は、急性、慢性、左・右又は両側の区別、部位等を可能な限り記載すること。なお、症候名はやむを得ない場合を除き記載しない。
- 部位の記載がない例  
湿疹、神経痛、慢性動脈閉塞症、アレルギー性湿疹、炎症性色素沈着症、皮膚炎皮膚感染症、蜂窩織炎、薬疹、蕁麻疹、肘関節炎、白癬、褥瘡、打撲傷、動脈閉栓症、刺創感染、右皮下出血、疼痛性湿疹、皮膚潰瘍、浮腫、真菌症
- 左右等の記載がない例  
神経痛、下肢関節痛、鶏眼、変形性膝関節炎
- 急性、慢性の記載がない例  
胃炎、湿疹、気管支炎、心不全、肺炎、肝不全、腎不全、血栓塞栓症、真菌症
- 診療録の傷病名について、ICD10に則って記載するのが好ましい。
- 診療録の傷病名の記載において、傷病名を一欄に記載する。
- 長期に渡り「疑い病名」、「急性傷病名」が付与されている。  
膠原病の疑い、貧血の疑い、脳梗塞の疑い、尿路感染症の疑い、骨転移の疑い
- 関連のある傷病名や重複傷病名、或いは既に終了していると思われる傷病名が多く見られるので、適切に整理すること。  
「C型肝炎」と「慢性肝炎」  
「腰痛症」と「腰部脊椎管狭窄症」  
「肺炎」と「誤嚥性肺炎」
- 手術前等に必要があって実施する検査に対する「疑い」傷病名（肝機能障害の疑い、腎機能障害の疑い、梅毒の疑い、糖尿病の疑い、出血傾向の疑い等）は不要なので付与しないこと。
- 診療録に傷病名の開始日、終了日、転帰の記載がない。
- 入力ミスによる誤った病名がレセプトに見られた。
- 非常に多数の傷病名が付与されている。  
検査、投薬等の査定を防ぐ目的で付けられた医学的根拠がない傷病名の記載が認められたので改めること。
- いわゆる保険病名が見られる。
- 検査、投薬、注射に対する傷病名の記載漏れが認められる。
- 診療報酬明細書の請求内容を説明する上で傷病名のみでは不十分と考えられる場合には、症状詳記（病状説明）を記載すること。

個別指導の際の、傷病名に関する指摘事項について記載したが、いずれも日常診療でごく当たり前であり、よく理解していることではあるが、指導ではこのような当たり前のことが十分にできていないと指摘されている。日々の診療に真摯に向き合い、毎日の診療を病名の整理で終わる習慣が必要と考える。